

「手伝いほど怖いものはない」という自覚を持ちながら職員間の情報の共有を



左から新井主任生活相談員、中田看護課長

施設で介護に当たった職員個人が刑事事件として起訴されるという異例ともいえる今回の裁判について、札幌市豊平区の社会福祉法人彩世会 特別養護老人ホーム コスマス苑（古山克之施設長、定員60人、全室個室ユニット型）の中田良子看護課長、新井元規主任生活相談員に話を伺いました。

2003年10月に開設した同施設には現在、看護職員4人、介護職員32人が勤務しており、入居者の平均年齢は86歳、平均介護度は4.2です。

看取り介護も積極的に取り組んでおり、昨年度は6人を施設内でおこなわれています。

今回の控訴審逆転無罪判決について、中田看護課長は、「無罪となつたことに安堵を示しながらも『決して手放しでは喜べません』と率直な感想を話します。

同施設においても、介護スタッフに欠員が出た場合は、別のフロアの介護福祉士、または介護福祉士以外の介護職員あるいは看護助手がヘルプに入ることは当然あることから「今回の事件は、いつ、どこの施設で発生してもおかしくないケース」と中田看護課長は話します。

病院でも施設でも、その患者、入居者の状態に応じた食事、間食の提供を行いますが、そうした情報が急ぎよ応援で入った職員にどう伝えられているかなど、施設内における情報共有のあり方は、いざ事故が発生した場合の一つの大きなポイントとなります。

本事案の裁判でも記録に関する介護職員と看護職員の情報連携の在り方が問われましたが、この点

が施設で介護に当たった職員個人が看取っています。

今回の控訴審逆転無罪判決について、中田看護課長は、「無罪となつたことに安堵を示しながらも『決して手放しでは喜べません』と率直な感想を話します。

同施設においても、介護スタッフに欠員が出た場合は、別のフロアの介護福祉士、または介護福祉士以外の介護職員あるいは看護助手がヘルプに入ることは当然あることから「今回の事件は、いつ、どこの施設で発生してもおかしくないケース」と中田看護課長は話します。

病院でも施設でも、その患者、入居者の状態に応じた食事、間食の提供を行いますが、そうした情報が急ぎよ応援で入った職員にどう伝えられているかなど、施設内における情報共有のあり方は、いざ事故が発生した場合の一つの大きなポイントとなります。

本事案の裁判でも記録に関する介護職員と看護職員の情報連携の在り方が問われましたが、この点

について中田看護課長は、「病院とは違い、ここは介護施設、つまり入居者さんの“生活の場”ですので、生活の様子を記載する介護記録は看護職員もチェックする必要があると思います。手伝いで入った際は特に慎重に行うべきで、手伝いほど怖いものはないという自覚が必要です」。

同施設では通常、介護記録を看護職員も目を通すようになつており、介護記録の情報を看護職が記すフロー・チャート方式の記録に落とし込んで情報の共有をはかつています。「個々の入居者に関し、誰が見ても分かるような資料が整理されていてることが重要です」（中田看護課長）。

記録の情報共有体制、そして普段の教育の重要性痛感

高裁判決では、あくまで刑事裁判として個人の刑事责任までは認められないと判断されましたが、これが民事裁判であった場合は、必然的に施設側の管理責任が問われるケースもあります。新井元規主任生活相談員は、「記録の情報共有体制、そして普段の職員教育をどのように行っているのか見解を示します。

この事件は、看護職の中でもさまざまな議論を呼ぶと同時に、現場に課題を提示しました。今回、話を伺った両氏は、「無罪でよかつただけではなく、ここから何か学んで活かしていくかが大事」と話し、自施設の体制などを確認し、個々の職員の意識を高めながら「ケアの質の維持・向上に努めていきたい」としています。

はとても重要なことです。
今回も、過度な注意義務を職員に強いるという観点とは別に、看・介護職員の日常的な情報共有の仕組みがあれば、判決に至る経緯は違っていたかもしれないというこそ、留意する必要があると思っています」と話します。